水防法に基づく避難確保計画作成（変更）に係るＱ＆Ａ

[Ｑ1　なぜ計画を作成する必要があるのか？（P1）](#Q１)

[Ｑ２　既存の計画（BCP、学校防災マニュアル、非常災害対策計画など）を避難確保計画として提出することは可能か？（P１）](#Q１０)

[Ｑ３　既に避難確保計画を作成・届出済みだが、計画は毎年提出する必要があるのか？（P２）](#Q１１)

[Ｑ４　避難経路図の作り方を教えて欲しい（P２）](#Q２)

[Ｑ５　ハザードマップはどこで見れるのか？（P３）](#Q３)

[Ｑ６　職員が少なく、情報収集伝達要員や避難誘導要員などは兼任しても良いのか？（P３）](#Q５)

[Ｑ７　市の避難情報の発令基準を教えて欲しい。（P3）](#Q６)

[Ｑ８　施設内での避難（屋内安全確保）を行う場合はどうしたらいいのか？（P4）](#Q８)

[Ｑ９　家屋倒壊等氾濫想定区域とは何か？（P５）](#Q9)

[Ｑ１０　これを機会に資機材の整備や備蓄を始めたいが、備蓄や非常用発電機など市の方で施設向けに準備しているものはあるのか？（P６）](#Q７)

[Ｑ１１　浸水を防ぐための対策について、土のう、止水板などの設備がない場合、どうしたらいいのか？（P６）](#Q９)

[Ｑ１２　防災教育及び訓練の実施時期は施設側で自由に決めていいのか。（P６）](#Q１２)

[Ｑ１３　市町村（防災担当）、（福祉担当）への連絡先を教えて欲しい。（P７）](#Q４)

Ｑ1　なぜ計画を作成する必要があるのか？また計画を作成しなかったらどうなるのか？

⇒近年、全国各地で豪雨災害が発生しており、要配慮者利用施設（避難行動に時間を要する方が利用する施設）においては、洪水等により浸水が発生すれば、深刻な被害が発生する恐れがあります。このため、要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速に避難できるように防災体制や避難場所等を記載した避難確保計画を作成する必要があります。

なお、水防法により計画の作成は義務とされており、義務を果していない要配慮者利用施設については、市町村が必要な指示を行い、その指示に従わなかった場合は、その施設名称の公表をすることができるとされています。

Ｑ２　既存の計画（BCP、学校防災マニュアル、非常災害対策計画など）を避難確保計画として提出することは可能か？

⇒　既存の計画でも代用可能ですが、水防法で記載が必要とされている下記の項目が入っていることをご確認ください。（「避難確保計画作成の手引き」２ページの１－３のとおり）

・洪水時等の防災体制に関する事項（参考:市計画雛形様式２）

施設の防災体制確立の判断等に大雨・洪水警報発令時等、水害に係る事項が入っているか確認して下さい

・洪水時等の避難の確保を図るための情報収集・伝達、施設・資器材の整備に関する事項（参考:市計画雛形様式３）

河川の水位等、洪水等の水害に関する情報収集・伝達方法が記載しているか、資機材を確認して下さい。

・洪水時等における利用者の避難誘導に関する事項（参考:市計画雛形様式４）

[Q４](#Q２)をご確認の上、洪水等の水害を想定した避難場所を選定し、避難経路を作成して下さい

・洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項（参考:市計画雛形様式５）

洪水等の水害が発生した時の対処方法等を教える防災教育や洪水等の水害を想定した避難訓練を実施する内容が入っているか確認して下さい。

・自衛水防組織の業務に関する事項(参考：市計画雛形様式６、別添、別表１、別表２)

自衛水防組織を設置する場合、洪水等の水害に係る活動要領等を作成してください。自衛消防組織等の記載がある場合は、既存の内容に洪水等の水害に係る要素を追記して頂いても結構です。

⇒　計画内容等に大きな変更がある場合は届出が必要です。また、制度の変更等で計画を変更して頂く必要が生じる場合もあります。

Ｑ３　既に避難確保計画を作成・届出済みだが、計画は毎年提出する必要があるのか？

【届出が必要な事項】

　・施設名称、施設の所有者・管理者、施設の所在地の変更

　・避難場所の変更

　・避難経路の変更

　・自衛水防組織の変更

　・備蓄物資の有無の変更（ただし数量の変更は除く）

※担当者名、施設利用者数、施設職員数など軽微な変更については届出不要です。

Ｑ４　避難経路図の作り方を教えて欲しい。

⇒①計画雛形の様式４で各施設の立地状況等を踏まえ検討し、避難場所を決めて下さい。

・指定避難場所（津波等一時避難場所にも指定されている所に限る）（※１）

・民間の津波等一時避難場所（※１）

・施設内（屋内安全確保）（※２）

　②なるべく河川、地下道、狭い道を避けた安全な避難経路を検討して下さい。

　③ワードの図形の挿入を活用していただいたり、手書きでも結構ですので、避難場所までの経路及び場所がわかるように記載して下さい。（※３）

（記載例）

Ａ施設

○○小学校

○○小学校まで東に４００ｍ

（※１）尼崎市ホームページ（避難場所の一覧・災害時の連絡先）

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/bosai_syobo/hinan/index.html>

（※２）必ずハザードマップにて家屋倒壊等氾濫想定区域外か、施設内に浸水しない居室があるかをご確認頂き、備蓄物資を確保して頂く必要がございます。（詳細は[Q８](#Q４)を参照）

（※３）グーグルマップやゼンリン地図などで経路検索していただいたページを添付していただいても構いません。

⇒　ハザードマップは洪水（猪名川・藻川、武庫川）、高潮、内水、津波の種別があり、市ホームページ等で閲覧可能です。

Ｑ５　ハザードマップはどこで見ることができるのか？

　　・尼崎市ホームページ（ハザードマップ）

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/bosai_syobo/hazardmap/index.html>

・兵庫県ＣＧハザードマップ

　　<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

Ｑ６　職員が少なく、情報収集伝達要員や避難誘導要員などは兼任しても良いのか？

⇒　差し支えありません。

Ｑ７　市の避難情報の発令基準を教えて欲しい。

⇒　避難に時間を要する要配慮者利用施設の利用者は、「高齢者等避難」が市から発令された際は避難を開始してください。危険を感じた場合は市からの避難情報発令を待たずに避難を開始してください。

「高齢者等避難」が発令されるケースは以下のとおりです。

洪　水　猪名川・藻川、武庫川

・避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合

・氾濫危険水位に到達することが予想されている場合

高　潮

・高潮警報が発表され、かつ高潮危険度予測システム（※１）において最大潮位が４時間後に所定の潮位に到達すると予測された場合

また、津波（※２）、大規模な地震や地震による広範囲な火災等が発生した場合、高齢者等避難を発令せず、「避難指示」が発令されますので、その際は直ちに避難を行ってください。

（※１）７２時間先の予測潮位がシミュレーション可能な兵庫県のシステムのことで、本市ではこの予測潮位を元に避難指示等の発令を行うこととしております。

（※２）遠地で津波が発生した際、例外的に「高齢者等避難」が発令されることもございます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（次ページへ続く）

その他、発令基準の詳細等について本市の「避難情報の判断・伝達ガイドライン」等をご確認ください。

（参考）

【気象庁】気象警報・注意報

<http://www.jma.go.jp/jp/warn/>

【尼崎市】避難情報の判断・伝達ガイドライン

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/bosai_syobo/sonae/1031970.html>

【国土交通省】川の防災情報

<http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do?init=init&gamenId=01-0101&fldCtlParty=no>

【猪名川河川事務所】猪名川防災情報（猪名川（国管理河川）の水位情報）

<https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/bousai/level.html>

【兵庫県】河川監視システム（武庫川（県管理河川）の水位情報）

<http://hyogo.rivercam.info/nishinomiya/index/index>

Ｑ８　施設内での避難（屋内安全確保）を行う場合はどうしたらいいのか？

⇒　施設内で避難（屋内安全確保）を行う場合、少なくとも下記の条件を満たす必要があります。

①　施設が家屋倒壊等氾濫想定区域内（※１）に存していないこと

②　施設内に浸水しない居室があること（浸水深をチェック！）（※１）

③　施設が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（※２）を許容できること。

（※１）浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域についてはハザードマップをご確認ください。（[Ｑ5](#Q３)を参照）



浸水深（本市ハザードマップ）

（※２）水、食料、薬等の確保が困難になる恐れ、また、電気、ガス、水道、トイレ等が使用できなくなる恐れがあります。想定される浸水継続時間を確認し、水、食料、簡易トイレなどの備蓄物資を確保してください。浸水継続時間については兵庫県CGハザードマップにて確認できます。（[Ｑ5](#Q３)を参照）

　（次ページへ続く）

　　また、屋内安全確保を行う場合は計画雛形の別紙１に施設内の避難経路図を記載してください。

　（参考）避難先選定フロー



【出典】要配慮者利用施設における避難確保に関するｅラーニング教材テキスト（国土交通省）

Ｑ９　家屋倒壊等氾濫想定区域とは何か？

⇒　家屋倒壊等氾濫想定区域とは河川の氾濫による水の流出（氾濫流）や河岸が削られること（河岸浸食）によって建物が倒壊する恐れのある地域のことです。



この区域に該当する場合には屋内安全確保はできません。

Ｑ１０　これを機会に資機材の整備や備蓄を始めたいが、備蓄や非常用発電機など市の方で施設向けに準備しているものはあるのか？

⇒　市の方で、個別に要配慮者利用施設用の備蓄や非常用発電機は準備しており、市では南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき、約３．３万人の避難者を想定した備蓄（１日分）を行っておりますが、施設内での避難が長時間となる場合に備え、各施設でも備蓄を行っていただくようにお願いします。

Ｑ１１　浸水を防ぐための対策について、土のう、止水板などが用意できない場合、どうしたらいいのか？

⇒　土のうなどの置き場がなく用意できない場合は、家庭にあるもの等で代用して頂いても結構です。

（代用例）

 ①　ゴミ袋、水、段ボール

②　プランター（土入り）　　　　ブルーシートで巻いて施設入口に設置

③　ボリタンク、水　　　　　　　（簡易水防工法）

④　市販の吸水性ゲル水のう（吸水性ゲルに水を含ませると膨張し水のうとなる）

【簡易水防工法例】



Ｑ１２　防災教育及び訓練の実施時期は施設側で自由に決めていいのか。

⇒　差し支えありませんが、訓練につきましては出水期（６～１０月の河川が増水しやすい時期）より前の訓練実施が国から推奨されております。

Ｑ1３　市町村（防災担当）、（福祉担当）の連絡先を教えて欲しい。

⇒市町村の連絡先として防災担当は「危機管理安全局　危機管理安全部　災害対策課」（０６－６４８９－６１６５）、福祉担当は普段手続き等でやり取りをされている部署の連絡先になりますが、**緊急時の連絡先として控えていただくのみで結構です。**

**国の手引きに記載されている体制確立時の市町村への報告について、本市では災害や気象現象が起きるごとに報告していただく必要はございませんので、緊急時の連絡先の一つとして考えていただければと思います。**

以　上